

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を次のように改正
する。

2012年（平成24年）7月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成24年9月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤沢市立学校に勤務する栄養士について、より円滑な
学校給食の提供に資するため、勤務時間の割振りを見直すことに伴い、所要の改正
をする必要による。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤見 恵 司

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢市立学校の項藤沢市立学校に勤務する栄養士の項中「1 勤務は次のいずれかとし、学校長がその割り振りを定める。（1）午前8時15分から午後5時まで（2）午前8時30分から午後5時15分まで」を「1 勤務は午前8時15分から午後5時までとする。」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)				
所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日	所属課等	対象者の範囲	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
藤 沢 市 立 学 校	藤沢市立学校に勤務する学校用務職員	(略)	(略)	(略)	藤 沢 市 立 学 校	藤沢市立学校に勤務する学校用務職員	(略)	(略)	(略)
	藤沢市立学校に勤務する給食調理員	(略)	(略)	(略)		藤沢市立学校に勤務する給食調理員	(略)	(略)	(略)
	藤沢市立学校に勤務する栄養士	4 週間について 155 時間で勤務するものとし、 <u>1 勤務は午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。</u>	60 分とし、その時限は、 <u>学校長が定める。</u>	一般職員に同じ。		藤沢市立学校に勤務する栄養士	4 週間について 155 時間で勤務するものとし、 <u>1 勤務は次のいずれかとし、学校長がその割振りを定める。</u> <u>(1)午前 8 時 15 分から午後 5 時まで</u> <u>(2)午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</u>	60 分とし、その時限は、 <u>学校長が定める。</u>	一般職員に同じ。
<p><u>附 則 (平成 24 年教委訓令甲第 号)</u> この訓令は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。</p>									